

議会運営委員会会議録

開閉日時 平成24年3月21日（水） 午後0時14分～午後0時24分
会 場 委員会室

1. 出席者

6番 幸前信雄、12番 内藤とし子、13番 磯貝正隆、
14番 内藤皓嗣、16番 小野田由紀子
オブザーバー 議長、副議長、
1番 磯田義弘、2番 黒川美克

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

柳沢英希、浅岡保夫、柴田耕一、杉浦辰夫、北川広人、鷺見宗重

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記1名

6. 付議事項

- 1 高浜市議会会議規則の全部改正について
- 2 高浜市議会委員会条例の一部改正について
- 3 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について
- 4 6月定例会の日程について
- 5 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

議長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 御異議なしと認め、副委員長の幸前信雄委員の指名をいたします。

《議 題》

1 高浜市議会会議規則の全部改正について

委員長 この件につきましては、2月14日、2月23日に開催されました議会運営委員会で協議され、最終日の26日に議員提出議案として上程することが、全会一致で承認されているところでございます。ここで事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは御説明申し上げます。過日御協議いただきました、全会一致で御承認されました、会議規則の全部改正案につきまして、市当局の法規担当の審査に付させていただき、審査後の案文を、本日お手元のほうに配布をさせていただいておるところでございます。審査は、さきに配布させていただいております改正資料に基づき行われ、本市の法制実務上から若干の修正がなされております。第26条を御参照いただきたいと思います。例えば、原案では本文中にある、「議長は、第24条（選挙の宣告）の規定による宣告の後、」となっておりますけれども、現在は、その第24条の後ろの括弧の部分、「選挙の宣告」が削除されております。これはすべて条文の見出しということで、原

案では入れておりましたけれども、法制実務上からまいりまして、この部分が削除されたということでございます。以下すべて同様に会議規則の条文中にあります見出し部分は削除がされているということでございますので、よろしくお願いを申し上げます。また、句読点、あるいは接続詞及び用語の整理がされておりますけれども、いずれも法制実務上の修正でありまして承認されております改正内容に、何ら影響を及ぼすものはありませんので御理解の上、御了承をお願い申し上げます。

委員長 ただいま、事務局より発言がありました。若干修正が加えられたということですが、改正内容について、何ら影響はないということですので、御了承願います。そこで、本改正案の提出者と賛成者の件ですが、全会一致をみておりますので、提出者を議運の委員長である、私、磯貝正隆とし、賛成者を他の委員さんと正副議長を除くオブザーバー委員を含めた皆さんでお願いをしたいと思います。また、賛成者の署名順は副委員長以下委員の議席順、そのあとオブザーバー委員の議席順とさせていただき、最終日の上程、全体審議といたしたいと思います。いかがでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。次に一つ、「高浜市議会委員会条例の一部改正について」、一つ、「高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について」を関連上、一括議題といたします。

2 高浜市議会委員会条例の一部改正について

3 高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正について

委員長 この件につきましても、最終日の26日に議員提出議案として上程することが、全会一致で承認されているところであります。ここで、事務局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

事務局長 それでは、委員会条例の一部改正と政治倫理条例の一部改正につい

でも先ほど御説明いたしました、会議規則同様に、それぞれ当局の法規担当の審査に付させていただきます、審査後のものの案文を本日お手元に配布させていただきますところでございます。そこで、お手元の委員会条例の改正案の付則のところを、御覧をいただきたいと思っております。高浜市議会議員政治倫理条例の一部改正につきましては、今、お目通しをしていただいております、委員会条例の一部改正に伴いまして、政治倫理条例において準用する委員会条例の条の繰り下げのみの改正であるということから、委員会条例の一部改正におけます付則において改正の規定をいたしております。またなお、委員会条例の一部改正全体に係ります法規審査による修正内容は会議規則の全部改正と同様に、法制実務上の接続詞、あるいは用語の整理のみされたものでございまして、既に御承認されております改正内容に何ら影響を及ぼすものではございませんので、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 ただいま、事務局から発言がありました、これも若干修正が加えられたということではありますが、改正内容に何ら影響はないということですので、御了承願います。そこで、本改正案の提出者と賛成者の件ではありますが、先ほどの会議規則の全部改正と同様で、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのように決定をいたします。

4 6月定例会の日程について

委員長 事務局より説明を願います。

事務局 それでは、お手元に配布させていただきます、平成24年6月定例会の会期及び会議日程（案）を御覧いただきたいと思っております。会期は6月8日から6月27日までの20日間とさせていただきます。告示につきましては6月1日に行い、一般質問の締め切りを6月4日の午後5時までとさせていただきます。6月8日に本会議第1日目を開催し、開会、市長招集挨拶、

会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、農業委員会委員の推薦、議案上程、説明、一部採決、報告の順でございます。なお、一部採決につきましては、現在のところ人権擁護委員の諮問が予定されております。12日及び13日の2日間を一般質問、一般質問終了後に関連質問を願い、15日を第4日目といたしまして、議案総括質疑、議案の委員会付託を行い、19日に総務建設委員会を、20日に福祉文教委員会を、いずれも午前10時から開き、それぞれ付託案件の審査を及び閉会中の継続調査申出事件についてをお願いし、最終日、第5日目につきましては27日に、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、常任委員会の閉会中の継続調査申出事件、閉会の順でお願いをするものでございます。

委員長 ただいま、事務局が説明しました（案）のとおり、決めさせていただいて、よろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 御異議もないようですので、そのとおりに決定をさせていただきます。なお、6月定例会の会期及び会議日程については、4月25日発行の「議会だより」に掲載してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

5 その他

委員長 始めに、本定例会の最終日に行われる、討論の通告は23日、金曜日の午後5時までとなりますので、討論を行われる議員はお忘れなく通告書の提出をお願いをいたします。次に2月23日の議会運営委員会において、事務局から臨時会等の日程について、事前予定の依頼がありましたが、第1回の臨時会は4月16日、月曜日。それに関わる議会運営委員会は、4月9日、月曜日。第2回の臨時会は、5月16日、水曜日。それに関わる議会運営委員会は、5月9日、水曜日と15日、火曜日、いずれも午前10時から開催予定でありますので、改めて御予定のほうをお願いをいたします。ほかに皆さんのほうで何

かあれば願います。

意 見 な し

委員長 なければ、以上をもって、議会運営委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後0時24分

議会運営委員会 委員長

議会運営委員会 副委員長